

## スチュワードシップ活動の基本的考え方

当社は、将来にわたって保険金等を確実にお支払いすることが、我々の最も重要な使命であるとの認識のもと、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行っております。そのため、当社は責任ある機関投資家としてESG（環境・社会・ガバナンス）を含む中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮のうえ、中長期的に安定した有利な資産運用に取り組んでおります。

この点において、サステナビリティを考慮した建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実践を通じ、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資収益の拡大を図っていくことは、当社に課された使命や運用戦略に沿うものと考えます。

従って、当社は「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れたうえで、以下のとおり、スチュワードシップ責任を果たす活動（スチュワードシップ活動）に積極的に取り組みます。

### 1. スチュワードシップ活動の基本方針

- 当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行う機関投資家であり、スチュワードシップ活動（投資先企業との対話および議決権行使）に積極的に取り組むことで、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。
- 投資先企業との対話（対象資産：国内上場株式・国内社債）は、当該企業の財務情報に加え、サステナビリティを含む非財務情報を考慮のうえ、実施します。具体的には、経営戦略・財務戦略・株主還元方針のほか、気候変動をはじめとする環境面や社会面、ガバナンス面等の状況を幅広く調査・分析したうえで取り組みます。
- 企業と社会は相互依存関係にあり、企業の持続的成長のためには、社会課題解決と経済合理性を両立させることが重要となります。とりわけ、社会全体での連携が必要な2050年カーボンニュートラルの実現に向け、企業の果たすべき役割は非常に大きいと言え、カーボンニュートラル社会に移行するための自社固有のリスクと課題を認識し、パリ協定と整合する中長期での温室効果ガス（以下、GHG）排出量削減目標を策定し、着実に遂行することが重要と考えます。また、地球温暖化問題に加えて、企業の経済活動を通じて発生する人権・生物多様性対策

も従来以上に重要であり、あわせてエンゲージメントで各企業の対応策の改善を求めています。

- 投資先企業との対話は、単独での実施に加え、より実効性を高める観点から、協働エンゲージメントについても積極的に検討・実施します。
- 議決権行使は、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上に繋げられる重要な手段であるため、投資先企業の考え方や状況の的確な把握に努めたうえで、持続的な成長を促す観点から議決権行使を行います。加えて、対話と一体的に実施することでスチュワードシップ活動の実効性を高めています。
- 適切な組織体制・会議体を通じてPDCAサイクルを回すとともに、人材育成を図ることで、スチュワードシップ活動のレベルアップを図っていきます。
- スチュワードシップ活動の考え方や取組み内容、実績等については、当社のホームページ等を通じ、積極的に開示していきます。

## 2. 日本版スチュワードシップ・コード各原則に関する基本的取組み

### スチュワードシップ・コード 原則1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行っており(※)、前項「スチュワードシップ活動の基本方針」に沿った活動を行うことで、その責任を果たしていきます。

(※)特別勘定においては、スチュワードシップ・コードへの対応も参考に助言会社を選定し、投資助言を受けて運用を行っています。

- ・また、スチュワードシップ活動においてサステナビリティを考慮することは、投資先企業のSDGs課題の解決に向けた取組みを促すことにも繋がり、中長期の運用収益拡大のみならず、持続可能な社会の実現に貢献するものと考えます。なお、当社の資産運用においてサステナビリティを考慮する方針については、「[責任投資に関する基本方針](#)」として公表しております。

### スチュワードシップ・コード 原則2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまの利益保護を図るため、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」等の諸規定を定めており、利益相反管理に関する法令等およびこれらの規定を遵守してスチュワードシップ活動を行っております。
- ・議決権行使においては、外部有識者を交えた透明性の高い運営体制を構築しています。具体的には、コンプライアンス統括部が、議決権行使における利益相反管理の観点からモニタリングを実施の上、構成員の過半を外部有識者が占める「責任投資委員会」にて、運用部門が行う議決権行使のうち、例えば、以下の類型のように利益相反が疑われる企業の議案について、賛否の妥当性について審議しております。加えて、賛否判断に関し新たな論点が含まれる議案、社会的に大きな注目を集めている企業の議案等、議決権行使の妥当性の確認を要すると考えられる議案につきましても審議しております。

< 「責任投資委員会」でチェックする企業の主な類型 >

- ✓ 保険取引の量が多い企業
- ✓ 年金の受託が多い企業
- ✓ 融資が多い企業 等

スチュワードシップ・コード 原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動（対話および議決権行使）に際し、企業担当アナリストは、担当する運用資産（国内上場株式・国内社債）独自の視点も踏まえつつ、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、利益還元姿勢、サステナビリティへの取組み等の幅広い視点から投資先企業の状況を調査・分析して臨みます。また、対話の実施後には、投資先企業と意見交換した内容等を活用することで、よりの確な企業分析に努めるとともに、投資行動に繋げております。

スチュワードシップ・コード 原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- ・当社は、投資先企業の調査・分析を通じて認識した課題等について、スチュワードシップ活動を通じ、投資先企業との認識の共有を図っております。
- ・企業の課題や解決策は規模、成長ステージ等により様々であることから、企業の理念・沿革を踏まえつつ、機関投資家としての問題意識や要望をお伝えすることで、課題の改

善を働きかけております。また、SDGs課題の解決に向けた各企業独自の取組みについても、中長期的な企業価値向上に結び付くよう取組みを後押ししております。

- ・当社は、企業価値向上や持続的成長等を促す観点から対話先を選定し、課題解決をテーマとして対話しております。また、対話先については、課題の大きさ（GHG排出量含む）や、保有額、前対話の内容等を踏まえ、実効性の視点を重視して、選定しております。
- ・対話を通じて投資先企業の取組みに改善が見られない場合、継続的に対話を実施していきますが、状況に応じて議決権行使における反対や株式の売却等も選択肢として検討いたします。
- ・上記エンゲージメントは原則として単独で行いますが、課題等の改善をより強く促す観点から、他の投資家等との協働エンゲージメントにも取り組んでおり、さらに推進していきます。
- ・なお、対話に際しては、未公表の重要事実の取得予防に細心の注意を払っていますが、万が一インサイダー情報を取得した場合には社内規定に則って適切に対応します。

#### スチュワードシップ・コード 原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- ・当社は、「議決権行使ガイドライン」を定め、投資先企業との対話内容や課題への取組み状況等を踏まえた上で、議決権行使の賛否を判断しています。具体的には、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、法令遵守体制、利益還元姿勢、サステナビリティへの取組み等の観点からガイドラインに従って個別検討が必要な議案を選別し、慎重な判断を行っております。
- ・当社は、議決権行使も投資先企業の持続的な成長等を促す重要な手段であると認識しており、議案賛否の個別検討を行う際は、形式的な判断にとどまらず、投資先企業に課題への対応に関するヒアリングを行い、併せて当社の考え方や問題意識を伝える対話を実施することで、投資先企業の持続的成長を促しております。
- ・議決権の行使結果は、議案の主な種類ごとに行使結果を集計した表、企業毎・議案毎の行使結果および事例を公表しております。また透明性を高め、当社の考え方をご説明するために、議決権行使で反対となった議案の理由のほか、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については賛成の理由を公表しております。今後も、開示の充実を進め、透明性の向上に努めます。

※当社は貸株を行うことがあります。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めます。

#### スチュワードシップ・コード 原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動に関する報告として、当社のスチュワードシップ活動に関する考え方や投資先企業との対話の事例および議決権行使結果等を、「責任投資活動報告書」（旧：スチュワードシップ活動報告書）としてホームページへ掲載し、定期的に更新します。
- ・また、「議決権行使ガイドライン」や「議決権行使の個別開示」もホームページに掲載し、定期的に更新しております。当社はこれらの開示を通して、スチュワードシップ活動や議決権行使の透明性を確保しております。

#### スチュワードシップ・コード 原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- ・当社は、投資先企業の財務情報に加え、サステナビリティを含む非財務情報を考慮のうえ、スチュワードシップ活動を適切に実施すべく、社内体制の構築・整備および人材育成に取り組んでおります。また、当該活動の年度計画の策定および振り返りについては、取締役等への報告や「責任投資委員会」での助言等も踏まえて適切にPDCAサイクルを回すことで、スチュワードシップ活動の改善に取り組んでおります。
- ・スチュワードシップ活動の改善に向けて、スチュワードシップ・コード各原則の実施状況について自己評価を実施しており、その結果は「責任投資活動報告書」（旧：スチュワードシップ活動報告書）にて公表しております。

以上